

店舗販売業の業務体制チェックリスト（店舗名 _____）

〔 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（以下「体制省令」という。）第2条等に基づく店舗販売業の業務を行う体制のチェックリスト 〕

○有資格者の勤務時間（特定販売のみに従事する勤務時間数を除く）

- ◆薬剤師の1週間の勤務時間の総和 【 時間 分】①
- ◆登録販売者の1週間の勤務時間の総和 【 時間 分】
- ◆研修中でない登録販売者の1週間の勤務時間の総和 【 時間 分】②

○開店時間（※開店時間…特定販売のみを行う時間を除いた営業時間）

- ◆開店時間の1週間の総和 【 時間 分】③
- ◆開店時間のうち、深夜（午後10時から午前5時まで）以外の開店時間の1週間の総和 【 時間 分】④
- ◆要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の1週間の総和 【 時間 分】⑤
- ◆要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する開店時間の1週間の総和 【 時間 分】⑥

○情報提供の場所の数

- ◆要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供を行う場所の数 【 カ所】⑦
- ◆要指導医薬品又は第一類医薬品の情報提供を行う場所の数 【 カ所】⑧

1. 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売体制

第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等する営業時間内は常時、薬剤師又は登録販売者が勤務しているか（体制省令第2条第1項第2号）

①+②≥③ ※研修中の登録販売者が一人になる時間がないこと

下記の式が成立しているか（体制省令第2条第1項第4号）

$$\frac{\begin{array}{c} \text{(①+②)} \\ \text{(⑦)} \end{array} \begin{array}{c} \text{時間} \\ \text{カ所} \end{array} \text{分}}{\geq} \begin{array}{c} \text{(⑤)} \\ \text{(⑥)} \end{array} \begin{array}{c} \text{時間} \\ \text{分} \end{array}$$

2. 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売体制

要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する開店時間内は、常時、薬剤師が勤務しているか（体制省令第2条第1項第1号）

下記の式が成立しているか（体制省令第2条第1項第5号）

$$\frac{\begin{array}{c} \text{(①)} \\ \text{(⑧)} \end{array} \begin{array}{c} \text{時間} \\ \text{カ所} \end{array} \text{分}}{\geq} \begin{array}{c} \text{(⑥)} \\ \text{(⑥)} \end{array} \begin{array}{c} \text{時間} \\ \text{分} \end{array}$$

特定販売を行う薬局にあっては、以下の式が成立しているか（通知平成26年3月10日 薬食発0310第1号）

$$\begin{array}{c} \text{(③)} \\ \text{(④)} \end{array} \begin{array}{c} \text{時間} \\ \text{時間} \end{array} \text{分} \geq \begin{array}{c} 30 \\ 15 \end{array} \begin{array}{c} \text{時間} \\ \text{時間} \end{array}$$